

保発 1 0 1 1 第 2 号
平成 3 0 年 1 0 月 1 1 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 123 号）については本日公布及び施行することとされたところです。改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合への周知徹底を図るとともに、施行に向けて十分にご留意くださいますよう、お願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」（平成 23 年 1 月 31 日政府・与党社会保障改革検討本部決定）等を踏まえ、高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（介護予防）サービス費（以下「高額介護合算療養費等」という。）の支給の申請手続において、情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携を行い、被保険者の申請手続の簡素化等を図るものである。

第 2 改正の内容

1 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）の一部改正

ア 高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付に係る申請において、高額介護合算療養費等に係る支給を受けようとする申請者は、従来は関係保険者（計算期間（毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。）において加入していた医療保険者又は介護保険者をいう。）に対して提出することとされていた申請書を、基準日医療保険者（基準日

(計算期間の末日をいう。)において申請者が被保険者として加入している医療保険者をいう。)を経由して提出できることとなること。

※ 個人番号については、関係保険者は個人番号利用事務実施者、基準日医療保険者は個人番号関係事務実施者として、取り扱うことが可能である。

イ 基準日医療保険者を経由して申請書が提出(ア)された場合、関係保険者は自己負担額証明書を申請者へ交付する必要がなくなること。

2 船員保険法施行規則(昭和15年厚生省令第5号)の一部改正
船員保険法施行規則についても、1の改正内容に準じた改正を行うこと。

3 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)の一部改正
国民健康保険法施行規則についても、1の改正内容に準じた改正を行うこと。

4 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)の一部改正
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則についても、1の改正内容に準じた改正を行うこと。

第3 施行期日

平成30年10月11日から施行すること。